

「太子町公共施設等総合管理計画」(案) に関するパブリックコメント  
(お寄せいただいたご意見に対する町の考え方)

【意見募集期間】平成29年2月1日 から 平成29年2月24日まで (24日間)

「太子町公共施設等総合管理計画」(案)に関するパブリックコメント(意見の要旨・町の考え方)

提出者	項目区分	意見の要旨	町の考え方
A	第2章 公共施設等の現状と課題 (5ページ1行目・図表2. 3)	町ホームページには、公園は47園あると記載してあるが、この図表では12棟となっている。棟数を少なく記載し、47の公園全体の面積を記載することで、広大な公園が豊富にあるように見せているように感じる。	本計画は公共建築物の施設量を課題としており、「棟」は、その公園内にある施設(例、倉庫・便所等)の数を示しています。また、町ホームページ掲載の公園数は、自治会が管理する公園も含まれていますが、本計画では、町が管理する公園の数を計上していますので数値は一致しておりません。
A	第2章 公共施設等の現状と課題 2 人口の見通し (7ページ)	人口の見通しについて、2005年から2015年までの増加に関する原因が解析されていない。この時期の若年層の人口増加は他の市町にない特色だと思う。	人口については、「太子町人口ビジョン」に基づきますが、7ページでは、この計画の前段として、人口が1960年代に比べて減少していることを述べており、ご指摘の人口増加は本文では触れておりません。 なお、若年層の人口増加については、1998年～2002年に合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)が増加していることから、2005年以降の児童数は自然増によるものと分析しております。
A	第2章 公共施設等の現状と課題 4 住民の意向(アンケート) (15ページ)	計画には、『「太子町公共施設アンケート調査結果報告書」を参照。』と記載しているが、町ホームページ上には示されていない。参照とある以上、最低限度その報告書を示すのがルールではないか。	アンケート調査の結果については、15～21ページの概要により傾向等をご覧いただくこととしております。 今回いただきました340件の個別意見についてはパブリックコメントの対象としていないため、報告書本体はこの期間には公表せず、計画の公開時にすべてを公表させていただきます。今後はご指摘を踏まえ、個別意見も参考事項としてご覧いただけるよう検討させていただきます。
A	第4章 公共施設等再編の方向性 (2)社会教育系施設 (33ページ)	社会教育系施設について、民俗資料館に関する検討が記載されていない。町内の歴史的施設として活用するのであれば、町ホームページ等でもう少しPRすべき。	民俗資料館については、県の登録有形文化財に登録されており、文化財としての性質上、今後の方向性を他の施設と同列に述べることは適当ではないと考え、記載をしておりません。 なお、活用や紹介のためのPRについては、担当課(歴史資料館)において、今後検討させていただきます。

「太子町公共施設等総合管理計画」(案)に関するパブリックコメント(意見の要旨・町の考え方)

提出者	項目区分	意見の要旨	町の考え方
A	第4章 公共施設等再編の方向性 (4)学校教育系施設 (33～34ページ)	<p>議会だよりで町は、学校へのエアコン空調の設置費用に対して、「3億5千万円と試算し、施設改修の状況も踏まえて今後検討する」と回答されている。</p> <p>石海小のように耐用年数まで数年の学校がありながら、改修の計画について具体的な記載がないが、34ページ3行目の「計画的な改修」について、空調の設置費は盛り込まれているのか。</p>	<p>必要とされる具体的な改修内容については、教育委員会を中心として検討していきますが、本計画の中での「計画的な改修」の中には、ご指摘のエアコン設置費用は含んでいません。本計画策定後、個々の施設の計画を別に策定しますので、詳細な改修内容等については、再度検討した上でその計画で示していく予定です。</p>
A	第5章 運用に向けての課題及び補足資料 (1)共通手法 ④受益者負担の見直し (41ページ)	<p>例えば、ボランティア事業の打ち合わせをする際、現状では町の施設を借りると料金がかかってしまう。誰かに「益」が出る場合は受益者負担が原則であることは理解しているが、最初の打ち合わせであれば、組織としても成り立っておらず、むしろ組織を作るために集まることが必要であるのに、その料金について減免規定がない。</p> <p>受益者負担の原則を大前提としながらも、「児童・生徒・高齢者等が対象の無料参加イベント」の開催及びその打ち合わせについては、教育委員会の後援をもって無料使用できるようにしていただきたい。</p>	<p>41ページでは、公共施設等をどう利活用すれば効率よく運用できるかについて述べています。</p> <p>公共施設等のご利用については、「受益者負担」を大原則としております。今後も公益性の有無を勘案し、減免の運用に努めていきます。</p>

「太子町公共施設等総合管理計画」(案)に関するパブリックコメント(意見の要旨・町の考え方)

提出者	項目区分	意見の要旨	町の考え方
B	計画全般	<p>計画案は全体的に一般論に終始し具体性に乏しく、単に官民連携の手法の紹介にとどまっている。また、住民の協働を謳いながら、スケジュール化等がなされていない。この方向性を実現するためにも具体的な中身やプロセスが重要だと思うので、</p> <p>1) 住民は公共施設に対してもっと責任を負うべきであると考えるので、住民が公共施設の運営・管理の一端を担うための手法や仕組み</p> <p>2) 学校に関して、地域住民が参加して学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」について、計画に盛り込んでどうか。</p>	<p>本計画は、町の現状及び課題を把握した上で、今後どうしていくかを総合的にまとめた計画です。今後、本計画をもとに、個々の施設の計画を今後策定していきますので、具体的な内容や手法は、その計画で示していく予定です。</p>
B	<p>第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針 5 総合管理計画の推進体制 (29ページ)</p>	<p>22ページの解決策(2)に「より満足度の高い住民サービスの提供を目指す」とあるにも関わらず、「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」のメンバーに住民が入っていないのはいかがなものか。</p>	<p>本計画は、老朽化した公共施設を更新や長寿命化の手法により維持管理していくための財政的な計画であるため、委員会のメンバーを行政組織内で編成しております。</p> <p>しかしながら、「施設の運営方法」や「今後の施設の在り方」を考える上で町民の皆様のご意見をお聞きすることは必要不可欠であることから、平成28年6月にアンケートを実施し、ご意見をお伺いしたところです。今後は、アンケートのご意見を参考とし、さらに町民の皆様に公共施設の運営に参画いただける手法を検討しながら、個々の計画を策定する予定です。</p>